

# けやき訪問看護

## 契約書一式

### 【医療保険 訪問看護】

2 ページ：居宅サービス契約書重要事項説明書・同意書医療保険訪問看護

6 ページ：訪問看護サービス契約書（居宅介護サービス）

10 ページ：利用契約における個人情報使用同意書

け や き 訪 間 看 護 ス テ ー シ ョ ン

栃木県芳賀郡益子町生田目 5-6 M.T コーポ 201 号

T E L : 0 2 8 5 - 8 1 - 5 6 4 4

# 居宅サービス契約書 重要事項説明書・同意書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1) 事業の目的と運営の方針

### (1) 事業の目的

継続的な医療処置を要する、または要介護状態にある利用者に、医療処置を提供、または利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。

### (2) 運営の方針

事業者は、利用者の心身の状況や医療依存度、家庭環境等を踏まえ、医療保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、国や関係する都道府県、市区町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の増悪からの回復、要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 2) サービスの内容

- (1) 事業者は、次のサービス内容区分の中から選択されたサービスを提供します。
- (2) サービス内容の詳細については、利用者の希望を確認した上で、もしくは医療者の判断により実施します。

### 【サービス内容区分】

- (1) 療養上の世話：清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア。
- (2) 診療の補助：褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置。
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理。

## 3) 利用料金

- (1) 利用者から頂く利用負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で別紙に定める通りです。
- (2) 別紙は、診療報酬の改定に伴い改訂します。

#### 4) 秘密保持義務

- (1) 当事業所は、知り得た情報を善良なる管理者の責任をもって管理・保持するとともに、利用者との合意の目的以外に使用しないものとする。
- (2) 当事業所は、利用者の同意がない限り、本契約にかかる利用者の機密情報を第三者に開示してはならない。
- (3) 当事業所は、個人情報保護法に準拠し、個人情報の取り扱いを行うものとする。

#### 5) キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する場合には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。

株式会社 櫻 けやき訪問看護ステーション TEL : 0285-81-5644

- (2) 利用者都合で、サービスを中止する場合は、速やかにご連絡ください。キャンセル料は、下記となりますのでご了承ください。キャンセル料は、実費請求となりますのでご注意ください。

サービス利用 24 時間前まで	キャンセル料 利用料金の 50%
上記時間以降	キャンセル料 利用料金の 100%

※天災、緊急入院の場合などによるやむを得ないキャンセルについての取り扱いは、その都度ご相談させて頂きます。

#### 6) 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合は速やかに適切な対応を行った後、重大事故に関しては市区町村、あなたの保険者への報告を致します。

#### 7) 事業者の概要

事業者名称	株式会社 櫻
所在地	栃木県芳賀郡益子町生田目 5-6 M.T コーポ 201 号
代表者名	村田 良実

#### 8) 事業所の概要

事業所名及び所在地	けやき訪問看護ステーション： 栃木県芳賀郡益子町生田目 5-6 M.T コーポ 201 サテライト芳賀： 栃木県芳賀郡芳賀町下高根沢 3936-21 コーポやよい 102
通常サービス地域	益子町 それ以外の地域については応相談

## 9) 事業所の職員体制等

職種	サービス種類、業務	人員
管理者	管理業務・訪問看護	1名
看護師	訪問看護	常勤換算2.5名以上
事務	事務・電話調整など	1名以上

## 10) 営業日・営業時間

月～金曜 9:00～18:00 (祝日休み、12/29～1/3休み)

※24時間連絡体制も整えており、緊急時対応についてはこの限りではない。

## 11) 相談窓口

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

けやき訪問看護ステーション

電話：0285-81-5644 FAX：028-333-1242

○当事業所以外にも市区町村、公的機関にて苦情申し立てを行うことができます。

・栃木県運営適正化委員会

住所 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

電話 028-622-2941

FAX 028-622-2316

相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日・年末年始を除く)

・栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課介護サービス担当

住所 栃木県宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階

電話 028-643-2220

FAX 028-643-5411

開設時間 平日 (月曜日～金曜日) 9:00～17:00

但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日・3日並びに12月29日～31日は除く

・益子町役場 民生部高齢者支援課 介護保険係

住所 芳賀郡益子町大字益子2030番地

電話 0285-72-8525

FAX 0285-70-1141

開庁時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

休日第2・第4土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/28～1/3）

#### 1 2) 高齢者虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

#### 1 3) サービスご利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

#### 1 4) サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載する事。

#### 1 5) 社会情勢及び天災に関する事象

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風雪水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がございます。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風雪水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を当事業所は負わないものとする。

# 訪問看護サービス契約書（居宅介護サービス）

## （居宅サービス契約の目的）

- 第1条 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、甲が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。
- 2 乙は、サービス提供にあたっては、甲の意向を十分に尊重するとともに、甲の立場に立って公正かつ適切な方法によって行い、甲の心身の状況、その置かれている環境の把握に努め、甲の要介護状態区分、甲の被保険者証に記載された認定審査会意見及び居宅サービス計画（ケアプラン）または主治医からの訪問看護指示書に沿って、訪問看護計画を作成し、これに従って、甲に対しサービスを提供します。
- 3 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙重要事項説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

## （契約期間）

- 第2条 この契約の期間は、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

ただし、医療保険適用の場合には医師の中止指示までとします。

- 2 上記契約期間満了日 30 日以上前に甲から更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されたものとみなします。
- 3 甲から更新拒絶の意思が表示された場合は、乙は、他の事業者の情報を提供する等、必要な措置をとります。

## （居宅サービス計画変更の援助）

- 第3条 乙は、甲が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、主治医相談の上「訪問看護計画書」の変更等の対応を行い、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行う。

## （サービス内容の変更）

- 第4条 乙が提供する訪問看護サービスのうち、甲が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険または医療保険適用の有無については、別紙重要事項説明書のとおりです。
- 2 甲は、いつでも訪問看護サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。乙は、甲からの申し出があった場合、第1条に規定する居宅介護サービス契約の目的に反する等変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに訪問看護サービスの内容を変更します。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第5条 乙は、その提供するサービスのうち、介護保険または医療保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、甲の同意を得ます。

(甲の解約権)

第6条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、一週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 2 上記のほか、甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。
  - 一 乙が、正当な理由なく、本契約に定める訪問看護サービスを提供せず、甲の請求にもかかわらず、これを提供しようとする場合。
  - 二 乙が、第12条に定める守秘義務に違反した場合。
  - 三 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(乙の解除権)

第7条 乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この訪問看護サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 2 乙は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員又は甲が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(利用料の滞納)

第8条 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月分以上滞納した場合には、乙は甲に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 乙は、前項の催告をした場合には、甲担当の介護支援専門員、甲が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も甲の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。
- 3 乙は、前項の措置を講じた上で、甲が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解除することができます。

(契約の終了)

第9条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 1 甲が死亡したとき。
- 2 甲が長期入院となったとき。
- 3 第6条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

- 4 第7条に基づき、甲から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 5 第8条ないし第9条に基づき、乙から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 6 甲が介護保険施設へ入所した場合。

(損害賠償)

- 第10条 乙は、甲に対する訪問看護サービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対して、その損害を加入している保険の保障内容において賠償します。ただし、乙に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
- 2 前項の場合、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、乙の判断により、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

- 第11条 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
  - 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いません。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、乙は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。
  - 5 乙は、提携医療機関及び介護施設等との連携のために、甲の情報を共有するできます。

(苦情処理)

- 第12条 甲又は甲の家族は、提供された訪問看護サービスに不満がある場合、いつでも居住地域の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。なお当事業所の苦情申立窓口は下記のとおりです。

名 称 株式会社 櫻  
電 話 0285-81-5644  
F A X 028-333-1242

- 2 乙は、甲に提供した訪問看護サービスについて、甲又は甲の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録作成・保存)

第13条 乙は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。

2 前項の介護サービスの提供に関する日々の記録には下記事項を記載するものとします。

①食事の有無・程度、②入浴、③介護事故に関する事項（誤嚥、転倒など）、④医師の診断、⑤吸引、血圧を測定した場合の記録、⑥その他 バイタルチェックに関する事項、⑦外出

3 甲及び甲の後見人（必要に応じ、甲の家族を含む。）は、乙に対し、いつでも前項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、乙は甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(契約外条項)

第14条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

(介護保険)

第15条 本契約は基本的に医療保険を基礎としサービス提供するものとします。甲の身体状況の変化によって、使用保険が介護保険となった場合には、乙はあらかじめ説明を受けた重要事項説明書の内容に基づき移行に同意するものとします。

2 介護保険に移行する場合、別紙重要事項説明書・同意書をもって契約締結とします。

## 利用契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、「けやき訪問看護ステーション」が次に記載する  
とおり必要最小限の範囲内で使用する事に同意いたします。

### 1 使用する目的

- ① 法令に基づき行う居宅サービスを円滑に実施するための担当者会議および行政機関  
への情報提供のため。
- ② サービスに対して行う、保険者への訪問看護療養明細書の提出のため。
- ③ 居宅サービスに付随する医療機関及び行政機関への届出や申請などについて私の代  
わりに手続きを行うため。

### 2 使用にあたっての条件

個人情報の第三者への提供は、1に記載する目的の範囲内で、必用最小限に留め、  
情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

### 3 その他

事業所は、個人情報保護法に準拠し、個人情報を保護するためのしくみをつくりそ  
の実践に努め、個人情報保護活動を行う。

### 4 個人情報の内容（例示）

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況など、訪問看護を提供するために必要な  
利用者や家族個人に関する情報。
- ② その他の情報。

※「個人情報」とは、利用者個人及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識  
別され、又は識別され得るものといいます。

[契約書署名欄]

- 事業者は、利用者もしくは家族に対して本書面に基づいて重要事項、個人情報に関する取扱いについて説明しました。
- 訪問看護サービスの契約に当たり、本書に基づいて重要事項の説明を受けました。
- 訪問看護契約書の説明を受け、内容に同意しました。
- 私（利用者）、及びその家族の個人情報については、前述に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。
- 私は、この契約書に基づく訪問看護サービスの利用を申し込みます。

緊急時の対応について

利用者の病状の急変時、その他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医へ連絡及び指示を受ける等の対応をします。

営業時間外の急変時については、24時間電話対応を御契約の場合で、且つ必要な場合のみ訪問することとし、その他の場合は救急車を要請する等家族での対応となります。

看護師による緊急時訪問看護の説明を受け、サービスを利用することに

- 同意します。
- 同意しません。

以上のとおり契約したので、本書2通を作成し、甲乙各1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

**サービス利用者**

住 所	
氏 名	印
電 話	

**署名代行者**

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

住 所	
氏 名	印
電 話	

**本人との関係**

（乙）私は、居宅サービス事業者として、甲の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

**サービス事業者**

住 所	〒321-4215 栃木県芳賀郡益子町生田目 5-6 M.T コーポ 201号
法人名	株式会社 檻
代表者	村田 良実
電 話	0285-81-5644 FAX 028-333-1242
説明者	印